

令和2年度大阪地方最低賃金審議会

第339回総会 会議次第

令和2年9月7日 午前10時
(大阪合同庁舎第4号館2階共用第1会議室)

1 開 会

2 議 事

(1) 大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出について

(2) その他

3 閉 会

大阪地方最低賃金審議会第339回総会 座席表

大阪合同庁舎第4号館2階 第1共用会議室

飯島委員 衣笠委員 服部委員 水島委員 立見委員 深井委員

○ ○ ○ ○ ○ ○



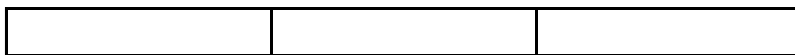
柴田委員 ○
中野委員 ○
平岡委員 ○
古谷委員 ○
丸山委員 ○
吉田委員 ○

使
用
者
側

労
働
者
側

○ 狼谷委員
○ 上山委員
○ 北畑委員
○ 黒田委員
○ 清水委員
○ 中川委員

公 益 側



○ ○ ○ ○ ○ ○

主任賃金
指導官

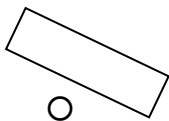
賃金
指導官

労働基準
部長

労働局長

賃金課長

賃金
指導官

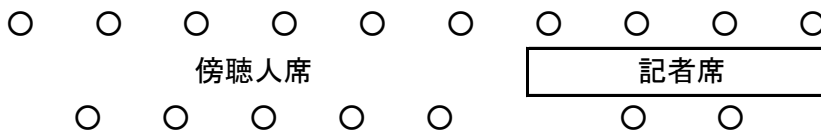


○
録音業者



○

傍聴人席



入口
↑
↓

大阪地方最低賃金審議会

第 339 回総会

資 料 目 次

大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出書

資料 1 全大阪労働組合総連合（大阪労連）

資料 2 大阪労連・大阪市地区協議会

資料 3 大阪地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書に寄せられた
メッセージ

大阪地方最低賃金審議会
会長 服部 良子 殿

大阪 労働 局
局長 井上 真 殿

2020年9月3日

(団体名) 全大阪労働組合連合会
(代表者) 議長 菅 義人
(住 所) 大阪市北区錦町

大阪地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書

2020年8月20日付「大阪地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づき、下記のとおり異議申し出を行い、再調査・審議を求めます。

記

1. 最低賃金を月額・日額表示も行うこととし、大阪地方最低賃金を時間額 1,500 円、日額 12,000 円、月額 24 万円に引き上げること。とりわけ、時間額については早急に 1,000 円以上にすること。
2. 全国一律最低賃金制度を確立すること。
3. 審議会、専門部会を公開で開催し、再調査と審議を行うこと。

【 理 由 】

大阪地方最低賃金審議会は8月20日、本年の大阪地方最低賃金額について「現行どおりとする」との答申を行いました。本年の中央最低賃金審議会は、最低賃金について「新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先されること等を踏まえ、引き上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とし、有額での答申を示さず、「引き上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要がある」と、ことさらに強調しました。このことは雇用を盾に、労働者に物を言わず、痛みを押しつけるものであり、そもそも最低賃金は政府の政策決定であって、審議会は政策決定にかかる議論をすべきところです。政府に対して最低賃金を上げ、経営困難にならないために行う支援措置などの答申を行う必要があります。雇用を守ることと最低賃金引き上げを二律背反に描き、政府の責任を棚上げにする姿勢も大問題であり、極めて遺憾です。この中央での審議会を改めて踏襲するような、大阪地方最低賃金審議会の答申は、決して許されるものではありません。昨年10月に消費税が引き上げられ、生活悪化がすすみました。そもそも、最低賃金964円では余りにも低すぎ、『健康で文化的な最低限度の生活を営むこと』ができないばかりか、貧困と格差の是正、賃金底上げによる生活改善にはつながりません。大阪府の最低賃金は2012年以降2桁の引き上げが行われ、2015年以降は20円以上、2016年からは25円、26円、27円、28円と毎年段階的に引上げてきました。しかし、今年はコロナ禍を理由に引上げを行わない、「現行どおりとする」答申は、不安定雇用である非正規労働者などの生活に困窮する弱者を切り捨て、コロナ禍で

奮闘するエッセンシャルワーカーに対しても、水を差すものとなっています。これでは、最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、国民経済の健全な発展」にはつながらないことは明らかです。

経済にとっても最賃の引き上げは重要です。2008年のリーマンショックの際、欧米の各国は、労働者の賃金を引き上げることで、内需の拡大を図って乗り切ってきました。先進国の中で、唯一日本だけが、雇用を崩壊させ、賃金を抑制することで、企業利益だけを確保して「経済復興」を進めてきました。その結果、国民の消費購買力は回復せず、深刻なデフレから抜け出せなくなりました。苦境を乗り切るために、賃金を抑制する「誤り」を繰り返すことは許されません。「不況だから」と、凍結・抑制するのではなく、中小企業への支援と合わせ、大幅に引き上げることが、コロナ禍収束後の景気回復に必須の条件と言えます。そして、地域間格差を解消することが、だれもがどこでも安心して生活できる日本を築いていく上で求められる条件となります。特に地方・地域に集中する中小企業・零細企業を元気にすること無しに、地域経済の回復はありえません。

世界各国の最低賃金はコロナ禍においてもイギリスが6.2%の引き上げ、またアメリカ・コロラド州など4州では15ドルへの引き上げをおこなっています。ニュージーランドではコロナ禍以前に決定した6.8%の引き上げを政府が「延期しない」として4月1日から予定通り引き上げました。ドイツでは段階的に、韓国でも1.5%と小幅ながら引き上げを決定しています。最低賃金の引き上げによる家計の所得上昇は、GDPの6割を占める個人消費を喚起し、景気悪化を食い止める意味を持ちます。コロナ禍だからこそ最低賃金の大幅な引き上げが重要です。

日本国内でも、時間給1,011円とすでに1,000円を超えている神奈川県が1円ではありますが引き上げを決めていますし、この間の豪雨災害で大打撃を受けた熊本県が3円の引き上げを行い、他県の引き上げを牽引しています。中小企業の多い大阪で、なぜ率先した引き上げができないのでしょうか。今年の審議会では、引き上げを求める労働者委員の意見を切り捨て、「現行どおり」の答申を強行しました。また、過去の経過から見ても、中央審議会の目安通りの引き上げしか行っておらず、何のための大阪地方最低賃金審議会なのか、存在意義が問われます。

大阪労連はこれまでも生計費に基づく議論を重視するよう要請してきました。そして、今回の意見陳述では、自らの最低賃金での生活体験（1ヵ月間）に基づいた意見を主張し、8時間働けば、誰もが安心して普通に暮らせる社会を実現するためには、最低賃金の抜本的な引き上げの実現が必要だと主張しました。中小企業の賃上げを支援するための施策も同時に求めています。最低賃金の引き上げが円滑に実施できるような具体的な支援策を拡充させ、最低賃金の引き上げに向けた経営環境整備も行うべきです。

2010年の「雇用戦略対話」において、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円を目指す」との政労使合意に基づき、既に2020年を迎えた今、その履行のための引き上げが求められます。早急に時間給1,000円に近づけるべく再調査と審議を求めます。

上記の要求に基づき、再審議を行うべきであることを主張し、異議申し出を行います。

以上

大阪地方最低賃金審議会
会長 服部 良子 殿

大阪労働局
局長 井上 真 殿

2020年9月3日

大阪労連・大阪市地区協議会
代表 中川 勉
大阪市北区錦町 2-2 国労会館 3階

大阪地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書

2020年8月20日付「大阪地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づき、下記のとおり異議申し出を行い、再調査・審議を求めます。

記

1. 最低賃金を月額・日額表示も行うこととし、大阪地方最低賃金を時間額 1,500 円、日額 12,000 円、月額 24 万円に引き上げること。
2. 全国一律最低賃金制度を確立すること。
3. 審議会、専門部会を公開で開催し、再調査と審議を行うこと。

【理由】

8月20日、大阪地方最低賃金審議会総会は、本年の大阪地方最低賃金金額は「現行通りとする」と答申を行い、時間額 964 円に据え置きをすると決定を行いました。コロナ禍で奮闘するエッセンシャルワーカー（医療従事者、介護職員、保育士など）には最低賃金で働く労働者が多くいます。またコロナ不況によって多くの非正規労働者が雇止め、正規職員でも雇用不安を抱える状況が広がっています。非正規労働者は、全労働者の 4 割に及び、年収 300 万円未満で働く人は、全労働者の 6 割近くに達しています。コロナ禍だから最賃の引き上げを凍結するのではなくコロナ禍だからこそ最賃の引き上げにより地域経済を活性化させる必要があります。あわせて中小零細企業への支援策も不可欠です。09 年のリーマンショックの際、欧米の各国は労働者の賃金を引き上げることにより内需の拡大を図ってきました。先進国の中で、唯一日本だけ賃金を抑制し、企業の利益のみを追求することにより現在に至るまで深刻なデフレから抜け出せずにいます。国民の消費購買力は賃金の引き上げがあってこそです。また全労連が全国各地で行っている最低生計費調査では、全国どこでも時給 1,500 円から 1,600 円が必要との試算が出ていることから、再審議を行うべきであると考え、異議申し出を行ないます。

大阪地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書に寄せられたメッセージ (抜粋)

コロナの影響は甚大です。

コロナ禍だからこそ安心して暮らせる社会が求められます。最低賃金の引き上げを強く求めます。

非正規労働者は、この最賃の引き上げが唯一の賃金増と打っています。現行通りはあり得ません

コロナ禍での生活は労働者、特に非正規労働者の雇用と収入はさらに不安定になっていきます。直支之するのは最低賃金ですのでゼロ答申はありえません。

今年の夏は、35℃以上の高温が続き熱中症で体調が悪くなるヘルパーが増えています。自転車の移動は、体力の消耗も激しく、代行のヘルパーの荷が重くなり二重の苦みを味わっています。その所どうか、ご理解下さい。

賃金引き上げによって良い効果を生んでいる事例を参考に、再調査・再審議をすることを求めます。
コロナ禍だからこそ、8時間働かせは安心して暮らせる社会を。

大阪府最低賃金の改正決定に関する異議申出書に寄せられたメッセージ (抜粋)

コロナの下で生活が苦しくなっている人が増えています。
消費税率10%とともに、生活を直撃しています。
少なくとも最賃1000円は必要です。

今回の大阪府最賃のゼロ改定は納得できません。現在の時間額 964 円では、年間 1800 時間フルタイム働いたとしても、年額 173 万円程度にしかならず、ワーキングプアの水準とされる年収 200 万円にも及ばない。これでは、憲法 25 条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」は到底できず、また最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、国民経済の健全な発展」にはつながらない。「早急に時間額 1,000 円、暮らせる賃金として 1,500 円」とすること要望し、再審議を求め、異議申請を行います。

コロナウイルスを理由にあげるのであれば、それにより影響を受けているのは、私たち時間給で働く者です。より安定、安心して働ける様、生活も安定、安心できる様 時給(最低賃金)を上げて下さい。

労働者の暮らしを守るため、再審議をお願いします。

コロナの中で健康衛生関連費用や単身者に対する食費の上昇が見られる。また時間給が多い非正規労働者は休業や時短勤務ばかり休業保障も不十分の実態にある。中でも企業に十分な援助を求めたり労働者への対応の構図を押し出し、コロナで最賃の据え置きを正当化するのは許されません。経済の下支えという点からも最賃の引き上げを求めます。

以上